

## 東播磨港

### 区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」

#### 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時(発表から約1週間)発令、措置内容

- ① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発令後出港できるよう準備すること
  - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
  - ・岸壁管理者の対応の確認
  - ・荷主企業等の対応の確認
  - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
  - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- ② 自主的な避難行動をとること
  - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

### 区分：「第一体制(津波警戒勧告)」

#### 「津波注意報」発表時発令、措置内容

- ・各船舶は、津波情報を収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。
- ・さらに必要な場合は荷役を中止し、港外の安全な海域へ避難すること。

### 区分：「第二体制(津波避難勧告)」

#### 「津波警報・大津波警報」発表時発令、措置内容

- 各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。
- ・各船舶(小型船舶を除く)は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。
- ・津波到達予想時刻までに安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全の措置をとること。
- ・小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。

### 区分：「解除」

港長が港内の安全を確認後、津波警戒勧告又は津波避難勧告が解除される。

#### 「津波注意報、津波警報、大津波警報解除」発表時発令、措置内容

- 入港又は港内を航行する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し安全に留意すること。

注：上記勧告解除後においても、港長は、状況に応じて「航行自粛勧告」、「航行制限」及び「航泊禁止」等の措置を講じることがあるので留意すること。